

旅行事業者向けセミナー

1 目的

現地旅行事業者等に対して、原則として都内観光関連事業者及び団体と協力し、東京の魅力や最新情報を伝えるセミナーを開催することで、訪都旅行商品の販売意欲の促進、販売のための知識向上を図り、外国人訪都旅行者の増加につなげるとともに、都内の観光事業支援を行う。

2 レップの業務内容

- (1) レップの現地ネットワークも活用しながら現地市場における有力な旅行事業者（旅行商品造成、販売に携わる事業者）の責任者・担当者等を集客し、セミナーを実施すること。
- (2) セミナーでは、各市場の特性や嗜好を分析した上で、旅行事業者の訪都旅行商品の造成及び販売意欲をより促進するプレゼンテーションを実施すること。
- (3) 基本的には共同出展は【別紙 7】の「レップによる旅行博又はイベントの出展」にて行う。ただし、旅行博又はイベントにて実施できない場合は、本旅行事業者向けセミナーにて実施すること。TCVB が募集する共同出展者（希望する都内の観光関連事業者・団体）がセミナーにおいて PR するための企画を設けること。また、企画の実施に際して、共同出展者への対応を行うこと。

※企画例：パンフレット等の資料配布

プレゼンテーションの実施（オンライン・リアル共通）

紹介映像の放映 等

- (4) 現地市場特性及び市場動向を踏まえて、オンラインによる実施が現地の状況に適しており、効果的であれば、オンラインによる実施も可とする。リアルに開催する場合は、現地に準じた感染症対策を鑑み、適切な会場を準備すること。
- (5) 原則として、以下の期日までに TCVB 指定の様式による企画書と報告書を提出すること。実施前に TCVB 市場担当の確認を得てから実施すること。
 - ・企画書の提出期限：実施 1 か月前まで
 - ・報告書の提出期限：実施後 1 か月以内

3 実施回数

各国・都市において 1 回以上実施すること。

（マレーシアレップは、マレーシア、タイ、シンガポールそれぞれにおいて 1 回以上実施すること。）